

第11回ASEM首脳会合
ASEM20年： 連結性を通じた未来のためのパートナーシップ
議長声明

ASEMの20年

1. 第11回アジア欧州会合（ASEM11）は、2016年7月15日及び16日に、「ASEM20年： 連結性を通じた未来のためのパートナーシップ」をテーマに、モンゴルのウランバートルにおいて開催された。欧州及びアジアの51か国の首脳あるいは、ハイレベルの代表、欧州理事会議長、欧州委員会委員長及びASEAN事務総長が会合に参加した。ツァヒヤール・エルベグドルジ・モンゴル大統領が首脳会合を主催し、議長を務めた。
2. 首脳は、アジア欧州会合（ASEM）の20周年の節目を祝しつつ、1996年のASEM創設以来の進捗と成果を振り返るとともに、次の10年間における地域間プロセスの一層の強化と進展の方向性を設定した。首脳は、「ASEMの将来の方向性に関するバンコク・イニシアティブ」「ASEMの将来：ASEMの次の10年を見据えて」や「アジア・欧州連結性ビジョン2025：課題と機会」等の研究、及び「ASEM at 20：連結性の課題」と題する会合といった、ASEMの将来に関する加盟国のインプットの取組に留意した。これら取組におけるASEMプロセスに対する評価及び将来のためのビジョンは、ASEM20周年の機会に首脳により採択されたウランバートル宣言に反映された。また、首脳は、世界及びそれぞれの地域における現在の政治及び社会経済状況について意見交換を行うとともに、国際及び地域の平和、安全、安定及び持続可能な開発に対する現存する又は生じつつある課題を解決するための方法・手段について議論した。
3. 首脳は、過去20年間ASEMプロセスが、時の試練を乗り越えるとともに、着実な地位の拡大とアジア及び欧州の人々の関心を有する様々な分野においてその利益のために行った両地域間の協力の促進を通じて、その活力と意義を証明してきたことに、満足をもって留意した。首脳は、ASEMプロセスの非公式で柔軟な性格を維持しつつ、平等、相互尊重と共通利益の原則に基づいて両地域間のパートナーシップを一層深化させること、また、一層の連結性、包摂性、全ての人々への機会創出及びより具体的な成果に焦点を当てつつ、共通の関心分野において、実質的な人間中心の協力プロジェクトを実施することへの強いコミットメントを再確認した。首脳は、アジア及び欧州の関心国に対するASEMの開放性を改めて表明した。
4. 首脳は、2014年のミラノにおける第10回ASEM首脳会合以降に開催された教育（第5回、於：リガ）、外務（第12回、於：ルクセンブルグ）、労働及び雇用（第5回、於：ソフィア）、運輸（第3回、於：リガ）、財務（第12回、於：ウランバートル）及び文化（第7回、於：光州）の閣僚級会合の成果と提言を、高い評価とともに留意した。

将来に向けた共通の目標

5. 首脳は、全ての人々と地球にとり包摂的、持続可能かつ繁栄した未来の構築を目指すための道標となる文書として、持続可能な開発のための2030アジェンダ、アディスアベバ行動目標、仙台防災枠組及びパリ協定が2015年に採択されたことを歓迎した。これらの貢献を実行に移すための緊急かつ断固とした行動が、実質的な変化を生み出し、グローバル経済を、温室効果ガス排出が抑制され、気候変動に強靱な開発へと変革することになることを念頭に置きつつ、首脳は、これらの合意における均衡と原則を反映しつつ、国家、地域及び国際レベルで、これらの文書における目標の適時かつ全面的な実施に向けて協働することに合意した。
6. 首脳は、持続可能な開発目標（SDGs）を統合するために、国家政策の計画プロセス、開発計画、あるいは戦略を改善すること、及び、国際及び国家レベルで、2030アジェンダの実施について、体系的かつ多層的なフォローアップやレビューを導入することの重要性を強調した。首脳は、ASEMにおいて、国連経済社会理事会及び国連総会主催のハイレベルフォーラムを含む国際レベルにおける国連やその他の機関におけるフォローアップ及びレビュープロセスに貢献する用意があることを表明した。ASEM参加国にとって、2030アジェンダの実施が機会であるとともに挑戦であることを認識しつつ、首脳は、ブダペスト・イニシアティブによって立ち上げられたASEM持続可能な開発対話の枠組内において、参加国間でベストプラクティスや経験を共有することを含め、一層の協力を促進することに合意した。
7. 首脳は、パリ協定が、国連気候変動枠組条約の実施を強化し、また、気候変動に強靱な開発、クリーンエネルギー及び再生可能エネルギーへと世界を動かしていく点で、歴史的な多国間合意であり、法的拘束力を有することで一致し、適時にパリ協定を発効させることを求めた。首脳は、各国の異なる事情に照らした共通だが差異のある責任及び各国の能力に関する原則を含む条約の原則を踏まえつつ、国家及びグローバルなレベルで合意の目標を適時かつ完全に実現するために協働することに合意した。首脳は、長期的な温室効果ガスの低排出型発展のための戦略を作成することの重要性、パリ合意の要素に対応する際にバランスのとれたアプローチを確保する重要性、及び世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏2度高い水準を十分に下回るものに抑えること並びに世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏1.5度高い水準までのものに制限する努力を行うために、パリ協定の目的を想起することの重要性を認識した。首脳は、あるいは、自国が決定する貢献（NDCs）の実施やパリ協定の下でより野心的な行動と支援を確保することを通じて、パリ協定の全面的かつ効果的な実施（詳細な規則の策定を含む。）にASEM参加国が積極的に関与することを奨励した。持続可能でない産業、運輸、林業の慣行を含む様々

な発生源からの温室効果ガス排出の削減のため、継続的な国際協力が必要である。また、首脳は、適応及び損失と損害への対応措置のために、先進国から途上国へ、資金、技術移転及び能力構築の点で一層の支援が行われることが、この協定の実施を強化するために不可欠であることを強調した。首脳は、気候変動が北極において特に深刻な影響を与えていることで一致し、この分野における国際協力を求めた。首脳は、この分野における国際社会による重要な措置として、2015年11月にパリで発足した太陽光が豊富な122の国による国際太陽光アライアンスを歓迎した。

8. 首脳は、陸域及び海洋双方における天然資源の持続可能な管理を全ての政策に統合する必要性を認識した。また、首脳は、環境に優しく再利用可能な統合的な国境を越えた水資源管理のような主要な政策分野及びエネルギー、食料安全保障及び生態系といったその他の政策分野への水資源の関連性が、全てのASEMパートナー国において共通の優先事項であることを認識した。首脳は、食料、水及びエネルギー安全保障に関する共通の課題を包摂的な成長及び持続可能な開発の機会へと変革するモデルとして、ドナウ・メコン地域間の二地域間協力に継続的に関与すること等によって、これらの重要な政策分野におけるASEMの枠組内で知識やベスト・プラクティスを交換することへの支持を表明した。首脳は、食料安全保障及びその他の関連分野についての知識の醸成と議論の促進という点で2015年ミラノ万博の貢献を認識した。海洋に対する増加する圧力に留意しつつ、首脳は、海を健全で、清潔かつ安全に保ち、未来の世代のためにその潜在力を守るため持続可能な方法で海洋及び海洋活動を管理する必要性を強調した。首脳は、違法商品への需要を減少させるための努力を増加させつつ、全てのサプライチェーンにおける協力を強化することによって、材木や野生動物商品の違法取引に取り組むコミットメントを再確認した。首脳は、2016年11月に開催される違法野生動物取引に関するベトナム会合へのハイレベルの支持を表明した。
9. 首脳は、持続可能なエネルギー技術のより広範な利用の重要性及びエネルギー効率の一層の改善の必要性を強調した。この点において、首脳は、天然ガスを含むエネルギーをより効率的に使用すること、再生可能エネルギー源の導入を増加させること及び、革新的な持続可能エネルギーの解決方法や技術の研究開発・導入を促進する必要性を強調した。平和目的での原子力エネルギー開発について、首脳は、原子力安全、核セキュリティ及び保障措置を促進することにコミットした。首脳は、原子力安全分野を含む原子力の平和的利用における国際的及び地域協力の強化及び、世界中の原子力施設の安全性を継続的に向上させるための、IAEAの安全要件・安全基準への強いコミットメントの維持に対する支持を再確認した。複数のASEM加盟国がクリーンエネルギーと気候変動への戦略の一部としてみなされる野心的な核エネルギー計画を追求していることが留意された。首脳は、保障措置、原子力安全及び核セキュリティ、関連する政策決定者や専門家間での経験やベストプラクティスの共有に関し、ASEM内及び国際原子力機関(IAEA)との継続的な協

力の必要性を認識した。首脳は、 I A E A の支援の下で低濃縮ウラン (L E U) バンクを設立することの重要性に留意し、 平和的協力を促進し、 核不拡散を強化する重要な手段として認識した。また、 首脳は、 科学技術分野における協力のための優れた機会を提供するものとして、 「未来のエネルギー」 をテーマとする 2 0 1 7 年アスタナ万博を歓迎した。

10. 首脳は、 災害リスクの軽減・管理における A S E M 参加国間協力の一層の発展を奨励した。首脳は、 大規模災害が発生した場合の人道支援や市民保護支援を通じた国際連携の重要性を認識しつつ、 知識の共有、 能力構築及び、 防災、 緩和、 適応、 準備意識プログラムと対応、 早期警報制度、 捜索・救助・救援活動及びイノベーションと技術の応用に対する広範かつ人間中心アプローチによる協力促進を通じ、 強靱性を強化することの重要性を強調した。首脳は、 全ての A S E M パートナーが、 2 0 1 5 年 3 月の日本の仙台における第 3 回国連防災会議において採択された防災のための国際枠組の実施に積極的に貢献することを招請した。
11. 首脳は、 アジア経済がグローバルな成長のエンジンであり続ける一方、 世界全体の経済見通しは緩やかではばらつきのある回復である点に留意した。首脳は、 強靱性を向上させ、 G D P シェアにおける公的債務割合を持続的な軌道に乗せることを確保しつつ、 構造改革を含む健全な経済政策実施を着実に進展させることは、 より強固な潜在的成長を確保するために不可欠であり続けるとした。首脳は、 経済的・地政学的な不確実性、 継続する金融面での不安定性、 産業部門におけるグローバルな過剰能力、 一次産品輸出国が直面する課題及び根強い低インフレの文脈において、 国際的見通しの下振れリスクが引き続き存在していることを認識した。このような背景から、 首脳は、 信頼を醸成し、 強固で、 持続可能な、 かつ、 均衡ある経済成長を達成するため、 必要に応じ、 個別に及び集団で、 全ての政策手段—金融、 財政及び構造政策—を用いる用意があることを再確認した。
12. 首脳は、 成長と雇用のために適切な社会的保護制度を促進し、 若年労働市場の成果を強化し、 グローバルなサプライチェーンにおける適切な仕事とより安全な職場を促進し、 更に、 将来の雇用について議論し、 準備するために社会対話を促進することの重要性を確認した。首脳の見解では、 不平等の増加、 社会的疎外及び人口の高齢化により、 持続的、 包摂的かつ持続可能な経済成長の達成、 及び女性・若年層を含む全ての人への十分な社会的保護と適切な仕事の促進のための政策の強化が必要となっている。首脳は、 若者の技能の向上、 雇用及び経済と社会における関与に対し一層の注意を払い、 さらに、 雇用、 適切な仕事、 適切な賃金、 起業のための、 技術・職業技能を含む関連技能を有する若年層の数を実質的に増加することに合意した。首脳は、 若年労働力の技能のさらなる向上に関する A S E M メンバー間の協力を強化することを強調した。この関連で、 首脳は、 構造改革と人材育成への投資を通じた若年層のための労働市場の成果の向上に対するコミットメントを再確認した。

13. 首脳は、企業が責任を取ること、また、適切な場合には、ILO多国籍企業、社会政策に関する原則の三者宣言（ILO MNE宣言）、国連グローバル・コンパクト及びビジネスと人権に関する国連指導原則を含む国際指針を適用することを促すことによって、持続可能なサプライチェーンをより積極的に促進することにコミットした。首脳は、労働関連保健・安全規則に関する国際労働基準及び国内法が遵守され、環境保護がサプライチェーンにおいて十分考慮されることを奨励した。この点において、首脳は、移民労働者、特に女性や不安定な状況に置かれた労働者を含む全ての労働者のために、労働者の権利や安全な労働環境を促進することの必要性を強調した。また、とりわけ、これらの労働者に対する全ての暴力や差別を終わらせる必要性を認識した。また、首脳は、ASEMプロセスにおいて、政府、ビジネス、市民社会及び労働組織を含む全てのステークホルダーの共同関与を深化することに対する支持を表明した。

あらゆる面での連結性の強化

14. 首脳は、ASEMの活動において連結性に一層の焦点を当てることは、ASEMの意義に寄与するとの点で一致した。首脳は、政治、経済、デジタル、制度、社会文化及び人的な面を含む、あらゆる面での連結性を、全てのASEMの関連活動において主流化するとの決定を改めて表明した。首脳は、アジアと欧州の人々の間でのよりよい理解と一層の緊密な関係を確立し、全ての人々にビジネスの機会を創出するために、質の高いインフラ投資及び市場規則や国際規範の完全な尊重等を通じて、ハード面及びソフト面の連結性を促進することの重要性を強調した。首脳は、2015年5月中国重慶で開催された連結性に関するASEM産業対話の成果を歓迎した。首脳は、2年の期間、連結性に関するパスファインダー・グループを設置することに合意した。
15. ASEM参加国による両地域を連結するための、地域レベル、準地域的レベル、及び国家レベルの継続中のイニシアティブに留意しつつ、首脳は、ASEM参加国間でこうした協力プロジェクトから得られたベストプラクティスと経験を交換することは、開発ギャップを狭め、ASEM参加国間の国境を越える協力及び連結性を一層深化するために、特に有益であることを強調した。首脳は、高額な輸送費の問題に対処し、また、能力構築活動に関する知識と情報の交換等を通じて革新的な解決方法を探すために、一層の協力を始めることの緊急の必要性を再確認する。首脳は、適用可能な国際法に従い、内陸国、島嶼国、島礁国、地理的周縁国及び地域の特別なニーズを考慮することの必要性を強調した。首脳は、アジアインフラ投資銀行（AIIB）の設立を歓迎した。同銀行の設立は、アジア開発銀行、欧州復興開発銀行、欧州投資銀行及びその他の多国間開発銀行とともに、ASEM参加国が進める連結性プロジェクトを支援する潜在力を有する。この文脈で、首脳は、地域統合の諸課題についてのより緊密な協力の重要性を強調した。

16. 首脳は、持続可能な成長のエンジンとしての地域間の貿易・投資フローを強化すること、貿易歪曲的又は保護主義的な措置に積極的に対抗するために、アジアと欧州間の一層の経済統合・連結性を強化すること、及び、貿易の成長と投資を抑制する非関税障壁、特に国内規制を含む制約に対処することへのコミットメントを改めて表明した。この文脈で、首脳は、予測可能で安定的なビジネス環境を確実にすることの重要性を改めて表明した。グローバルな貿易ルールの設定、ルールに基づく多国間貿易制度の管理、加盟国の貿易政策のモニタリング及び紛争解決におけるWTOの中心的な役割を強調しつつ、首脳は、WTOの拡大プロセスを含め、2015年にナイロビにおいて開催された第10回WTO閣僚会議における積極的な成果を歓迎し、バリ及びナイロビ合意の実施が最も重要である旨の見解で一致した。首脳は、これらの要素並びに残されたドーハの課題に関する交渉の進展及び貿易円滑化協定の早期発効の達成が多大な経済的成果をもたらすことで一致した。
17. 首脳は、持続的、包摂的、かつ持続可能な経済成長の促進、適切な雇用の創出、及び両地域間・地域内の貿易、投資及び持続可能な観光の増加における、民間セクター及び官民パートナーシップの重要な役割を再確認した。この文脈において、首脳は、社会・経済上の共通課題への対処するため、長期的な経済成長を支えるため、マイクロ・中小企業（MSMEs）を支援する焦点を絞った政策措置を実施するため、及び、起業支援サービス・資金調達の促進及び規制環境の継続的な改革等によって、ASEM内におけるより調和された同趣旨の取組を進めるための対話と協力を促進することの重要性を強調した。首脳は、エコ・イノベーションに関する情報を発信し、知識とベストプラクティスを共有し、更に、マイクロ・中小企業間の技術協力を通じてアジア及び欧州の持続可能な開発を支える上で、ASEM中小企業エコ・イノベーションセンターの役割を認知した。
18. 首脳は、社会経済的成長、持続可能で革新的かつ包摂的な開発、雇用創出の促進において、また、貧困撲滅、飢餓、身体障害、医療、高齢化、教育、環境、強靱化・防災、エネルギー、食料、水、土壌、農業、森林及びバイオテクノロジーといった分野においてグローバルな課題に取り組む上で、さらには、協力メカニズムや共同研究の実施、開発及び革新的解決方法の導入を通じて、グローバルな課題に取り組む上で、科学技術・イノベーションに関する協力の重要性を再確認した。首脳は、研究とイノベーションにおける連携を促進する重要性を強調し、また、効果的な知的財産権等を含め、この連携を促進する各種要素の有用性を認識した。首脳は、「ASEM科学技術イノベーション協力センター」及び「ASEM水資源・開発センター」の役割を認めた。
19. 首脳は、イノベーション、成長及び雇用を創出する際の、知的財産権の効果的な保護の重要性、及び全ての関連する分野における知的財産権における協力を向上させることの必要性を強調した。

20. 首脳は、両地域間及び両地域内で増加する社会・経済連結性の主要な要素として、デジタル連結性を強調した。また、成長促進、雇用創出及びイノベーション促進におけるその潜在力を完全に実現するため、デジタル連結性を向上する方途を探求する関心を表明したこの関連で、首脳は、過去16年にわたるユーラシア横断情報ネットワーク（TEIN）の進展並びに韓国に所在するTEIN協力センターの役割を、プロジェクトの実施への一層の支援を改めて表明しつつ、評価した。首脳は、情報通信技術（ICT）のセキュリティ及びその使用の際のセキュリティの重要性を強調した。首脳は、責任ある国家の行動として普遍的に受け入れられた規範、規則及び原則に基づき、平和的で、安全で、開放的でありかつ協調的なICT環境を促進するため、また、国家間の信頼と信頼構築並びに能力構築と技術移転を通じて、犯罪やテロ目的のためのICTの潜在的な使用を防ぐため、ASEMパートナー間の協力強化の必要性を強調した。

21. 首脳は、両地域間の文化、教育、学術、観光及び青少年交流を通じ、人的連結性を強化する重要性を強調した。また、首脳は、ASEMパートナー間の教育協力促進を目的とするASEM-DUOフェロシッププログラムは実際的かつ具体的な成果を生みだしていることを認識した。首脳は、人材開発のための教育、特に高等教育、生涯学習及び職業教育・訓練の重要な役割を認知した。首脳は、アジアと欧州の人々をまとめ、ASEM参加国の政府と市民社会とのより緊密なつながりを構築し、また、両地域の若年層への能力構築訓練を供与する上での、アジア欧州財団（ASEF）の役割を称賛する。

22. 首脳は、創造性、イノベーション、生計手段創出及び国あるいは地域のブランド化を促進するための創造的な産業の発展における協力の潜在力と重要性を認識した。首脳は、ASEMにおいて、ネットワーキング、人々の交流、及び専門家と機関の間での経験や知見の共有を強化することを奨励した。首脳は、創造的な産業における連携は、ますますグローバル化する世界における創造的な経済を創るための基礎を形成する文化政策によって支持されなければならないと強調した。首脳は、強化された形でのICTの使用、文化遺産とのシナジー、及び起業スキル、インセンティブ、財務、技術開発、専門家化のような事項における国際連携を奨励した。

政治及び安全保障における協力

23. 首脳は、テロリズムは国際の平和、安全、安定及び発展に対する深刻な脅威を形成するとの見解を改めて表明しつつ、国連憲章と関連条約・議定書、特に人権法、難民法及び国際人道法を含む国際法に従い、あらゆるテロリズムと闘い、暴力的過激主義を防ぐ決意を表明した。首脳は、文化遺産の破壊を含む最近のテロ攻撃を強く非難するとともに、テロリズムに対抗するため、また、暴力的になりつつある社会における暴力的過激主義及び過激化の増大・拡大と国連安保理決議第2178号に記載された外国籍テロ戦闘員の増加現象を助長するような状況を除去するために協働する必要性を強調した。首脳は、テロリズム

及び暴力的過激主義対策において、いかなる宗教、国籍、文明あるいは民族とも関連づけることのない包括的アプローチの必要性を強調した。首脳は、テロリズムの資金調達及びテログループによるインターネットの悪用と闘う決意を再確認した。また、首脳は、化学、生物、放射線及び核によるテロを防ぐこと、及び、通常兵器の取引や流通を管理することの重要性を強調した。首脳は、国連で進行中の包括的テロ防止条約交渉の実質的な進展等を通じて、国際的な法体制を強化することを要求した。首脳は、暴力的過激主義防止に関する国連事務総長行動計画に留意した。

24. 首脳は、外国人排斥、宗教的憎悪・暴力を含む、憎悪や不寛容のあらゆる扇動を非難した。首脳は、文化や宗教の多様性を尊重・理解すること、及び寛容、多元主義、相互尊重、文化・宗教間の対話・協力を促進することの重要性を強調した。首脳は、穏健主義の実践は差異の橋渡しを行い、過激主義の様々な行為に対処するにあたり不可欠であることを認知した。この点において、首脳は、政府がこの事項に関するイニシアティブを強化するよう強く求めた。また、ASEMの枠組内の様々な形態の穏健主義の促進を目的とした取組、特に、「穏健派によるグローバルな運動」により支持されているような取組に対する支持を表明した。更に、首脳は宗教間対話の促進における「国連文明の同盟」の役割を認知した。
25. 首脳は、普遍的に認められた国際法の原則及び国連憲章に従い、平和的手段によって世界各地における紛争調停を円滑に行い、紛争を解決するとの観点から、中東、アフリカ、ウクライナ、朝鮮半島における最近の状況、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況等、共通の関心・懸念事項である国際的及び地域的な問題に関する協力を促進、強化する方法について意見交換した。首脳は、平和と安定への貢献における信頼構築措置の重要性に留意し、また、この点に関して、中立国による関連の努力についても留意した。首脳は、国際関係における武力による威嚇あるいは行使を控える原則を再確認した。
26. 首脳は、関連する全ての国連安保理決議の重大な違反を構成し、北東アジア及びこれを越えた地域の平和と安定を危険にさらす、北朝鮮の核、その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画を最も強い表現で非難した。北朝鮮は、関連する国連安全保障理事会決議に違反する更なる行動を自制しなければならない。首脳は、国連安全保障理事会決議第2270号及びその他の関連決議、並びに2005年の六者会合共同声明の完全な履行を要求した。首脳は、緊張の緩和、有意義な対話を通じた六者会合の再開に資する環境の創出、北朝鮮のNPT体制と国際原子力機関（IAEA）の保障措置への早期復帰、及び完全に検証可能かつ不可逆的な方法での朝鮮半島の非核化の達成の喫緊の必要性を強調した。首脳は、北朝鮮による核・ミサイル関連の調達及び北朝鮮の核・ミサイル計画へのその他支援に対する警戒を要求した。

27. また、首脳は、モンゴルの北東アジア安全保障に関するウランバートル対話（U B D）、韓国の北東アジア平和協力構想（N A P C I）をはじめとする当該地域の国家及びその他の関係者間の一層の理解、信頼及び協力の向上を目的としたイニシアティブを歓迎した。
28. 首脳は、アフガニスタン及びその国民の平和的発展と繁栄に対する強い関心を表明した。また、この目的のためにアフガニスタン政府を支援する国際社会の全ての努力を歓迎した。首脳は、多くの分野で長年にわたって達成された進展を歓迎した。この文脈において、首脳は、2012年の東京会合に続く、2016年10月のアフガニスタンに関するブリュッセル会合を、アフガニスタンの平和、国家建設及び開発に対する国際社会の持続的な政治・財政支援を示し、また、継続的な改革及び進展に対するアフガニスタンのコミットメントを再確認する機会として歓迎した。首脳は、アフガニスタンにおける治安と安定に対する継続的な脅威を懸念するとともに、アフガニスタンにおける早期の平和回復を要求した。首脳は、アフガニスタンが主導するアフガニスタン自身の手による和平プロセスを促進することを目的とした4カ国調整グループによるものを含む国際的努力を強く支持した。また、首脳は、昨年パキスタン・イスラマバードで開催された第5回イスタンブールプロセス「アジアの中核」閣僚級会合を評価した。また、今年後半にインドで開催される第6回閣僚級会合を歓迎した。
29. 首脳は、2014年7月17日に発生したマレーシア航空MH17便墜落の悲劇を想起し、愛する人々を亡くした全ての遺族に対して改めて哀悼の意を表した。このような暴力行為は、民間航空の安全を脅かす。マレーシア航空MH17便の墜落に責任を有する者は、国連安全保障理事会決議第2166号（2014年）に従い、責任を負い、裁きを受けねばならない。
30. 首脳は、国際の平和と安全の維持、包摂的かつ持続可能な開発の促進、人権と基本的自由の保護、及び既存又は生じつつある国際的課題への効果的な対処における国連の中心的役割を強調した。国際法に基づく、より効果的な多国間システムを構築する重要性を改めて表明しつつ、首脳は、1999年の国連軍縮委員会ガイドラインに従って関心国の間で自由合意に基づいた非核武装地帯の創設等を通じた、核兵器とその他大量破壊兵器の軍縮・不拡散を促進しつつ、国連憲章の目的と原則及びその普遍性を引き続き擁護することを誓約した。首脳は、国連小型武器行動計画の実施を要求した。また、首脳は、民主主義、透明性及び説明責任の原則に基づき、主要機関を含む包括的な国連改革を行う必要性を再確認した。
31. 首脳は、一層の地域統合及び地域間統合へ向けた重要な前進として、2015年のASEAN共同体の設立を歓迎した。首脳は、ASEANビジョン2025及びアジア太平洋で発展しつつある地域アーキテクチャにおけるASEANの中心性に対する支持を改めて表明した。また、アジア太平洋及びそれを越える地域において、平和、安全、安定及び繁栄

のための対話促進と信頼・協力構築のためにASEANが果たしている役割に謝意を表明した。首脳は、パートナーとの関係を拡大させているASEANの努力を称賛し、ASEAN主導の全ての関連プロセスを通じ、この地域へのさらなる関与を強化することに対する欧州側ASEM参加国の関心を歓迎する。

32. 首脳は、国際法の原則に完全に従って、平和、安定及び繁栄を確保すること、海洋の安全保障、安全及び協力、航行と上空飛行の自由及び阻害されない通商を促進すること、並びに海賊と闘うことにコミットすることを改めて表明した。首脳は、信頼醸成措置、武力による威嚇又はその行使を抑制すること、及び、普遍的に認められた国際法の原則、国連憲章及び海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に従い、紛争を解決することが極めて重要であるとの点で一致した。
33. 首脳は、アジア及び欧州における前例のない人道上の緊急事態、移民・難民の課題、密入国及び人身売買に対して特別の注意を払った。首脳は、包括的な地域的及び国際的対応の必要性を強調した。右は、非正規移住や強制された国内避難の根本原因の解決に関連する対応、また、教育、生計手段やサービスへのアクセスを含め、保護を必要とする人々への支援の提供に関連する対応、最も脆弱な避難民及び受入れコミュニティへの支援、また、関連する国際的な基準に整合的な形で国内法、規則及び政策に従って、危険にさらされたコミュニティでの意識向上に関連する対応を含む。首脳は、安全で規律だった人の移動を促進し、帰還を確実にしつつ、再統合を円滑化し、また、国際人道法と国際難民法を含む国際法を尊重するため、発生地・経由地・目的地の国が協力する責任を強調した。更に、首脳は、この分野における有意義な協力を構築するよい機会を提供する2016年12月ダッカでの第9回難民と開発に関するグローバルフォーラムに留意した。
34. 首脳は、国連憲章、世界人権宣言、及び適用できる場合には国際人権条約・文書に従い、人権を促進・保護すること、及び、普遍的・定期的レビューを含む国連人権理事会を通じた人権を向上するための協力を強化することへのコミットメントを再確認した。首脳は、経験やベストプラクティスを共有することを含め、人権の分野でASEMにおけるさらなる協力を促進する意思を再確認した。首脳は、人権の促進及び保護における政府、国際及び国内の人権機関並びに地域機関の役割の重要性を強調した。また、ジェンダー平等と女性と障害者のエンパワーメントの分野において協力を強化する必要性を強調した。更に、首脳は、全ての人権を完全に享受することを確保するため、脆弱な状況にある人々、とりわけ女性、子供、高齢者及び障害者は特別な注意を必要とすることを強調した。
35. 首脳は、説明責任について特に焦点をあてた民主主義の原則とグッドガバナンス、腐敗との闘い、反マネーロンダリング及び安全地帯の否定に対する支持を強く堅持することを確認した。また、首脳は、反腐敗当局並びに議会や司法当局を含む政府間協力を強化する必要性を強調した。

36. 首脳は、全てのレベルでの指導層や意思決定における女性の全面的かつ平等な参画の重要性を認識し、また、全面的かつ平等な政治・経済における女性の参画を妨げる困難な障害に対処することにコミットする。

作業方法の再考

37. 首脳は、2013年11月ニューデリーでのASEM外相会合において開始されたプロセスであるASEM内の作業方法と調整の一層の向上を通じて、ASEMの非公式な性格と効率性を調和する可能性を引き続き模索するために引き続き努力すべきとの点で一致した。首脳は、より効果的な制度的記憶、一層の連結性、具体的な協力プロジェクト、関連ステークホルダーの一層の関与、アジア・欧州の対話及び協力を強化するその他の手法を確実にする必要性を強調した。また、首脳は、ASEMの次の10年で求められることや新たな進展に対応するため、ASEM内の効果的なコミュニケーション手法を作り出す方法を一層模索することを高級実務者に課した。
38. 首脳は、文化、経済、教育、ガバナンス、公衆衛生及び持続可能な開発等の分野におけるプログラムやプロジェクト、あるいは、ASEM首脳会合や閣僚会合（付属書3参照）を支持する特定の活動を通じて、政府主導のASEMプロセスを補完するものとして、ASEFの活動を称賛する。首脳は、ASEMのレジリエンスを向上させ、ASEMの優先する活動と軌を一にしたASEFの役割を強化することについて支持を表明した。
39. 首脳は、ASEMのレジリエンス及び人々のための継続的な意義を強化すること、及びASEMプロセスにおいて、市民社会や様々なステークホルダー、特にビジネス、労働パートナー、学者・シンクタンク、女性団体、学生・若年層、ジャーナリストの広範な関与を適切な場合に確保する必要性を強調する。首脳は、適切な協議のチャネルを提供し、可能な場合には、関連するステークホルダーをASEM会合に直接関与させることにより、公式なASEMプロセスへの様々なステークホルダーのインプットを主流化することへの支持を表明した。
40. また、首脳は、過去13年間開催されていない定期的な経済閣僚会合（EMM）を再開することの重要性を強調した。この関連で、首脳は、2017年に経済閣僚会合を主催するとの大韓民国による申し出を歓迎し、今年後半にモンゴルにおいて開催が計画されている貿易及び投資に関する高級実務者会合でこの事項について決定するよう指示した。
41. 首脳は、ASEM首脳会合の準備期間にウランバートルで開催された第9回アジア欧州議員会合（ASEP9）、第12回ASEM財務大臣会合（ASEM FinMM12）、

第11回アジア欧州国民フォーラム（AEPF11）、第15回アジア欧州ビジネスフォーラム（AEBF15）の成果及び勧告をASEMの活動への価値あるインプットとして留意した。また、首脳は、ASEFの主要な若者を対象とするプロジェクトとして、第7回模擬ASEMをウランバートルにて開催したことに謝意を表明するとともに、ASEM首脳会合の際にこのイベントを定期的に継続することに合意した。

42. 首脳は、ASEMによる20番目となる、若年層に関する具体的協力分野の創設を歓迎した。また、合意済みの協力優先分野（付属書1及び2参照）において、2016年から2018年にかけてASEM参加国のイニシアティブによって実施される様々なイニシアティブに留意した。かかるイニシアティブは、ASEMの活動における人々の関与の向上に貢献し、また、両地域間の一層の理解とより緊密な関係を強化する。具体的協力を強化することの重要性を強調しつつ、首脳は、成果を最大化するための様々なイニシアティブ、プロジェクト、分野横断で相互関連性のある具体的協力分野を結びつける勧告を歓迎した。
43. 首脳は、ASEM20周年記念の活動が各国におけるASEMに関する人々の意識を高めたとの見解で一致した。首脳は、ASEMのレジリエンスをさらに高めることを目的としたASEMプレス・普及啓発戦略に含まれる提案を支持した。首脳は、すべてのASEM参加国が、ASEMのレジリエンスを強化する努力に貢献することを奨励した。この関連で、首脳は、ASEMデイを毎年祝賀することに賛成する旨述べた。また、ASEMのステークホルダーとの、あるいはステークホルダー間の協力及び調整をいかに改善するかにつき、関心を有するパートナーやASEFとともに模索するモンゴルのイニシアティブを歓迎した。
44. 首脳は、2017年下半期にネピドーにて第13回ASEM外相会合（ASEM FMM13）を主催するとのミャンマーの招待を歓迎した。
45. 首脳は、議長および主催者に対し、ウランバートルにおけるASEM首脳会合の成功裏の成果および全ての参加者への温かいもてなしについて、謝意を表明した。首脳は、欧州連合が議長を務め、ベルギー・ブリュッセルで2018年に開催される第12回ASEM首脳会合を待ち望んでいる。